

3月定例会



3月定例会は、2月28日から3月25日までの会期で開催されました。今定例会では、37件の市長提出議案、2件の請願、9件の議員提出議案が上程され、いずれも慎重に審議が行われました。

代表質問は4人、一般質問は13人の議員が行いました。要約したものをそれぞれ8ページ、15ページから掲載していますのでご覧ください。

市長提出議案

条例等

第2号議案 吉川市部設置条例の一部を改正する条例

第3号議案 吉川市防災会議条例の一部を改正する条例

災害対策基本法第16条の規定に基づき当市の地域防災計画を作成し、また、その計画の実施を推進する吉川市防災会議の委員の増員を図るものです。

第4号議案 公益法人等への職員派遣に関する条例の一部を改正する条例

第5号議案 吉川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

第6号議案 職員の自己啓発等休業に関する条例

地方公務員法の一部改正に伴い、複雑・高度化する行政課題に対応できるよう職員の能力開発を促進する観点から、職員自らの発意に基づいて、大学などにおける修学や国際貢献のために休業することを認める自己啓発等休業制度を導入するものです。

第7号議案 職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例

第6号議案「職員の自己啓発等休業に関する条例」との整合を図るため、修学部分休業を取得できる職員の範囲の見直しを行うとともに、学校教育法の一部を改正に伴い、引用条項にずれが生じたため、改正するものです。

第8号議案 吉川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

第9号議案 吉川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

新たに非常勤特別職として少年センター所長と保健指導員を設置し、非常勤特別職としての児童館長と消防委員会委員等を廃止するとともに、介護認定調査員など一部の非常勤特別職について、昨今の民間賃金などの状況を勘案し、報酬の引上げを実施するものです。

第10号議案 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

市の執行機関の請求に応じ、公聴会などに参加した方に対して支給する実費弁償について、現行の条例に規定された場合以外にも支給の対象とするため、所要の改正をするものです。

第11号議案 市長等の給料の特例に関する条例

平成19年度に引き続き、当市の厳しい財政状況を踏まえ、市三役の給料月額を、期限を設けて減額を行うものです。

〈期間〉平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

〈減額率〉10パーセント

第12号議案 吉川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

人事院勧告を踏まえ、給料表の改定を実施するとともに、国の基準を踏まえた地域手当の引下げを行うものです。

〈改正内容〉

- 給料表の改定
- 若年層に限り引上げる
- 地域手当

段階的に引下げる

第13号議案 吉川市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

第14号議案 吉川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

後期高齢者医療制度の創設、特別徴収制度の創設など、地方税法の改正に伴い、税法系の見直しなどを行い、税率などの改正を行うものです。

〈改正内容〉

- 第1点目 65歳から74歳の国保世帯主に課税する国保税を年金から特別徴収する。
- 第2点目 国保税に後期高齢者支援金等分を追加し、医療分と介護分の3つの課税額とする。
- 第3点目 税率と限度額を改